

心身障害者福祉手当を原資とする

普通預金債権に対する差押えの 適法性（肯定）

（東京地判平成12・10・25判例タイムズ一〇八三号二八六頁）

獨協大学法学部助教 柴崎 暁

一 事実

Y（被控訴人三洋電機クレジツト株式会社）は、平成一一年九月一〇日、Yを債権者、X（控訴人氏名非公開）を債務者、A（株式会社住友銀行）を第三債務者とする、債権差押命令に基づき、A千住支店のX名義の普通預金口座の預金債権六万二一九一円を差し押さえ、引き落としした（判文によれば、「引き落とし」とのみ表現されているが、預金者があらかじめ権限を授与した第三者から請求があった場合には、請求金額を当

該預金口座から払い戻し、これを資金として第三者の口座に入金するという取引を指すものと思われる）。

YはXとの間で、立替払契約を締結しており、本件差押えにかかる執行債権は右契約により発生した立替金であると推測される。

Xの主張によれば、「本件差押えにかかる金員」のうち六万二〇〇〇円は、Xが東京都葛飾区から葛飾区心身障害者福祉手当条例に基づき支給された、平成一一年四月分から七月分までの四か月分の心身障害者福祉手当であり、他方、身体障害者福祉法四五条は、「こ

の法律による支給金品は、既に支給を受けたものであるとないにかかわらず、差し押さえることができない」と規定しており、同法

と目的を同じくする右の葛飾区条例においてもその給付金は差押禁止と解すべきであり、右手当は民事執行法一五二条一項一号に定める差押禁止債権であつて、「右支給は、通常、金融機関への振込みにより支給されるものであり、振込後に預金債権に形を変えた場合

にも差押禁止と解さないと、差押禁止の趣旨は無意味となる」とし、右差押えを「違法、不当である」としたうえ、金六万二〇〇〇円およびこれに対する平成一一年九月一日から支払済みまで年五分の割合による金員の支払いを求めている。

Yはこれに対し、Yが差し押さえたのは福祉手当ではなく、銀行預金債権であり、いったん預金口座に振り込まれた金員は、入出金等を考慮すると福祉手当の部分が

いずれであるかの識別ができず、差押禁止債権としての属性は承継しない、として差押えの適法性を主張した。原判決東京簡判平成12・4・14は請求を棄却し、Xが控訴。

裁判所は、原判決を支持し、控訴棄却とした。

二 判旨

「仮に差押えが禁止されている債権であっても、それが一旦受給者の預金口座に振り込まれた場合には、その法的性質は当該銀行に対する預金債権に変わるものである上、執行裁判所としては当該預金の原資を知ることが困難であること、債務者の救済は差押禁止債権の範囲の変更の申立て（民事執行法一五三条一項）によることもできること等を考慮すると、本件差押えを違法、不当とまではいふことはできない」。

三 研究

1 はじめに

社会保障給付は確実かつ迅速に要受給者に帰属させられなければならない（注1）。この原理を「社会保障受給権の保護」というのが、これはさらに二種類に分類される。第一は国家と要受給者との関係における受給権の保障であり（注2）、

第二は国家と要保障者以外の第三者からの侵害を排除するための法的保護、すなわち受給権譲渡の禁止・担保設定禁止・差押禁止の諸制度を意味する。近代の執行法は、動産執行および権利執行に関し、早くから社会政策的配慮に基づき差押えの対象の範囲を画して差押えを禁止し、債務者の最低生活の保障を図ってきた。また、多面的な社会保障制度進展の結果、諸法令による差押禁止規定も多数にのぼる(注3)。

本件で問題になっている心身障害者福祉手当は、その給付の根拠となる葛飾区条例自体ではなく、身体障害者福祉法四五条に、「この法律による支給金品は、既に支給を受けたものであるとないつにかかわらず、差し押さえることができない」との規定があるので、同法と目的を同じくする同区条例による給付も差押禁止と解される。この点は、当事者間においても、また一般の解釈論としても争いはないところであろう。

ところが、給付がひとたび預金化されてしまうと、原則として差押禁止の対象ではなくなる(注4)。身体障害者福祉法四五条は、社会

保障給付を差し押さえてはならないとしているだけであって、社会保障給付を原資とする預金契約によって発生した預金債権への差押えが禁止されるとはしていない。よって判旨は、このような場合には、民事執行法一五三条の差押禁止範囲の変更の申立てをすべきであつたと結論付けるのである。

しかし、給付がひとたび預金化されてしまうと原則として差押禁止の対象ではなくなるとの原則に例外があるならば、事情は異なってくる。そこで、まず本件差押命令の適法性を論じたい。

2 「差押禁止債権であつても、一旦受給者の預金口座に振込まれた場合には、その法的性質は当該銀行に対する預金債権に変わる」

本件判決で差押えが適法であることとされた理由は、預金債権の無色性とでもいふべき性質である。ある発生原因に支配されている「属性を持つ」債権(旧債権)が、振込取引を通じて債権者の口座に入金されることで預金債権(新債権)に形を変ええるということは、単なる「変形」ではない。旧債権

は債務者が交替する更改によつて消滅し新債権が発生するのであつて、その結果、当該両者間に同一性は失われる(注5)。この原理を推せば、対価関係債権である社会保障給付請求債権は振込取引の結果、すなわち受給者の預金口座への入金記帳の時点をもつて消滅する(注6)とともに、被仕向銀行を債務者とし振込受取人を債権者とする、新たな預金債権が発生することとなり、社会保障債権を支配していた属性がこの預金債権には影響を与えないことは理論上当然といえよう。

振込取引だけではなく、現金で届いた給付を、預金者が窓口で入金する典型的な消費寄託に該当する場合であつても、預金者の手元で、届いた現金書留が開封されれば、そこで預金者の責任財産への混和が生じるので結果は同様である。給付機関から届いた現金書留封筒を開封しないで銀行の窓口へ手渡しても、その封筒に何が記載されているかは、銀行の従業員が認識する対象となつていないので、このような場合でも法的評価は同様である。

裁判例は必ずしも振込取引の性

質について触れているわけではないが、預金化された場合の給付については、差押禁止債権の属性を承継することは否定している(注7)。

諸法令の差押禁止規定の趣旨に鑑みれば、振込取引の構造や、預金債権の無色性から直ちに結論を導こうとするかのようなこの形式的な解釈は妥当ではないとの批判が想像される。支給された給付がたまたま金銭であり、しかも現金ではなく預金という形式をとつたという事情によつて差押禁止の対象でなくなる。差押えを免れたければ、現物の支給を受けよというのか、と。しかし、この扱いは一方的に受給者に不利益だけを押し付けるものではない。受給者は、金銭という最も流動性の高い財貨の形式で給付を受けることにより、社会生活上の多大な利益を享受する。これと引換えに、受給した財貨が差押債権者の手に落ちることを受忍しなければならない。ただ、このような正当化は、受給者に十分な説明を施し給付の身を選ぶ機会を保障したうえでしか説得的でないかもしれない。社会保障給付の実態に明るくない評

者としてはこの点は即断できないが、おそらく金銭と物品とを受給者に選ばせることは現実的ではなからう。いずれにせよ金銭給付という形式が選択されれば、事実上の強制であれ、預金口座による受領という方法は避けがたい。最三判平成10・2・10（以下、「北見信金事件」という）（注8）の上告理由にあるように、現在の制度の運用実態では、社会保障給付の支給者が受給権者に直接支給せず、必ず金融機関を通して受給権者に支給することになっており、受給権者はそのような方法による受取りを拒否して現金の払渡しを求め得るという立場にはないようである。

そこで、かかる受給者の不利益を回避したまま、金銭のもつ流動性だけを確保しておく法技術は存在し得るかが問われよう。たとえば、金融機関の新たなサービスとして原資を明示し、他の原資の受入れを禁じる「社会保障給付受給専用預金口座」といった預金契約を作つて、これには強制執行してはならないとするやり方である。この口座への振込は、もはや、他の振込取引とは異なり、金融機関による社会保障給付債務の債務引

受ないし支給事務の民間委託としての性質を有するものとなり、理論的にも預金は被差押適格を欠くという属性を承継することになる。また、執行裁判所としても、その債権の原資・属性を容易に知ることができるから、このような口座の差押命令を求めても受理されないであろう。もちろんその場合には、当該預金を担保とした信用供与は不可能になる（注9）。そのような不利益と引換えに受給権の安全を図ることが受給者の意思であるならば、そういう選択もあり得ていだろう（注10）。

3 「執行裁判所としては当該預金の原資を知ることが困難である」

判旨は、「執行裁判所としては当該預金の原資を知ることが困難である」ことも理由として掲げている。これはいかなる趣旨であろうか。仮に前項で述べたような預金債権の無色性を前提にしてもなお、執行裁判所が当該預金の原資を知ることができるのであるならば、差押禁止の趣旨は預金債権にも及ぶというのであろうか。

前出北見信金事件は、年金受給

取扱金融機関自身が受給権者に対して有する貸金債権と、年金を原資とする預金債権とを相殺した事例であるが、差押禁止の範囲が預金債権に及ぶか否かという争点に關していえば、本件と共通する問題を争っている。その弁論のなかでも、金融機関が事実上預金の原資を知り得る地位にあったことが問題となっており、支給者の国が「国民年金・労災保険金」と指定して金融機関に送金し、他の一般の金員と区別できるものとなつていたことが指摘されている（注11）。同事件で被告金融機関は、一方で預金者の受寄者としての地位を、

他方で寄託者の債権者としての地位を有し、その利益相反する地位を場合によって使い分けるといふ典型的な禁反言則抵觸的行動が非難の対象となつたが、そのような地位にない第三者たる差押債権者であつても、原資が識別可能な事例ならば、執行を排除されるのであろうか。北見信金事件が支持する原審のさらに支持する第一審は、「一般的には預金口座には差押等禁止債権についての振込み以外の振込みや預入れも存在するのであつて、年金等は預金口座に振込

まれると受給者の一般財産に混入し、年金等としては識別できなくなるというわざを得ず、このようなものについてまで差押を禁止することとなると取引秩序に大きな混乱を招く結果となるといふべきである（注12）。したがつて、差押等禁止債権の振り込みによつて生じた預金債権は、原則として、差押等禁止債権としての属性を承継しない」と述べている。この判旨を反対解釈すれば、「差押等禁止債権についての振込以外の振込や預入れが存在しない預金口座では、年金等は預金口座に振り込まれても受給者の一般財産に混入せず、年金等として識別される状態にあるので、このような特殊な事例については差押えを禁止することとしても取引秩序に大きな混乱を招く結果とはならず、例外的に、差押等禁止債権としての属性を承継する」ことになるのである（注13）。

この準則の実定法上の根拠は、諸法における差押禁止規定の立法趣旨ならびに脱法行為を禁止する法の精神に求める以外にはなさそうであるが、仮にそれが認められるとすると、事実関係次第で本件の結論は大きく異なつてくる。本

件は他の事例と比較して、原資特定が特異なまでに容易であり得る。平成十一年九月一〇日に本件差押えの行われた預金口座の残額は六万二千九百一円であり、そのほぼ全額に相当する六万二千〇〇〇円が、平成十一年八月二〇日葛飾区により福祉手当として振り込まれた。

もし、この振込から差押えに至るまでの期間において、他に入金もなければ払出しもなかったことが認定されていたならば、八月二〇日以前にはもともと一九一円しか存在していないので、六万二千九百一円の六万二千〇〇〇に相当する金額が福祉手当を原資とするものであることは明白である。しかし、他の取引の混入がなかった事実は、原告において証明しなければならず、本件ではその立証が不十分であったために請求棄却とされたものとみるべきであろうか。

4 「債務者の救済は差押禁止債権の範囲の変更の申立て（民事執行法一五三条一項）によることもできる」

民事執行法一五二条の列挙する差押禁止債権の種類と範囲とは、各個の具体的事案への妥当な適応

のために、裁判による差押禁止範囲の拡張および縮減による変更を認められている。執行裁判所は、債権者債務者双方の事情を総合的・相関的に考慮し、実質的な裁量に従って決する（注14）のであって、それが厳密に差押禁止債権に該当しないような場合にも裁量権を行使し得る余地がある。判旨は、この制度を利用すれば救済は可能であるにもかかわらず、当事者がこれを申し立てていない以上、本件の結論は止むを得ないといえるのである。

このような手続については、「いかにも迂遠」である（注15）との批判があり、民事執行法制定時点でも、差押命令を発する段階で法一五三条を使用するようにすべきであるという非難もあつた（注16）。立法論はさておき、本件のように、すでに強制執行そのものが終了してしまっている場合には、執行抗告は問題にならない。事後的救済としては、不当利得によるほかにないのである。

本件では、差押債権者は適法な権利を実現せしめたのであるから、何ら不当利得は生じないとの批判があるかもしれない。しかし次に

述べる実体的責任説によればこの批判は妥当しない。

民事執行法一五二条の禁止に違反して執行裁判所が差押命令を発したときは、執行抗告（四五条五項）をなし得るものと解され（注17）、抗告裁判所が違反と認めるときは、差押命令の取消、決定内容の変更等をなし得ることになつてはいるが、取消決定等を経なくとも、内容上当然に無効となる執行があると考えられている（注18）。差押禁止規定を純粹な執行法規ではなく、実体法上の実体的責任制限規定でもあると解する立場によると、本条違反の差押えとその結果は、抗告裁判所による取消等を経て初めて原状に復するべきものとなるのではなく、これらを経ずに当然無効であつて、違法になされた取立の成果は不当利得として返還されるべきものである（注19）。

この点、差押禁止の根拠が民事執行法一五二条である場合と、身体障害者福祉法四五条である場合とで、これに抵触する執行の法的取扱いを異にする必要はなからう。右のような差押禁止規定の実体的効力を前提にすれば、債権者が

「引き落とし」（＝取立）によって実現したのは確かに適法な権利であるが、それは債務者の責任財産でない財貨による満足であり、法律上の原因を欠く出捐による不当利得となる（注20）。ただ、本件では、前述のように原資特定の可能性が主張立証されていないために敗訴判決が正当化できるのである。判旨において、この点への言及が欠け、かかる事例の救済はもっぱら一五三条によるべきであつたかのように表現しているのは適切でない。

〔注1〕 荒木誠之編「社会保障法」〔石橋敏郎分担執筆〕三三三頁（青林書院・一九八八年）。

〔注2〕 荒木編「前掲（注1）」〔石橋〕によれば、第一のものはさらに三分され、憲法上国家に法制度と財政措置とを講じることが義務付ける根拠たる受給権、あり得べき社会保障体系における受給権、実定法上整備されている受給権と受給手続という三つの文脈で用いられるという。

〔注3〕 国民年金法二四條、国家公務員共済組合法四九條、健康保険法六一條、国民健康保険法六七條、雇用保険法一一條、生活保護法五八條、児童手当法一五條、母子保健法二四條、老人保健法四五條、身体障害者福祉法四五條、恩給法一一條三項本文、簡易生命保険法八一條等。

(注4) 差押禁止債権ではないが、差押禁止動産として扱われるとの理解が旧法下主張された。鈴木三ヶ月(戸根)四二三頁(第一法規・一九七六年)は、その根拠として、現金で受領した場合と区別すべき実質的理由がないというのであるが、実体の理論としては問題であろう。しかも、この場合には一覽性の普通預金であることを条件とするとはいうまでもない。現行民事執行法制定時の議論では、第一次試案第一四〇は、銀行に振り込まれた場合の給料債権等に関してこれを検討事項として掲げ、第二次試案第二一七(4)は、「その預金債権のうち差押えの日から次期の給料等の支払の日までの日数に応じて計算した金額に相当するものは差押えることができないものとする」としていたが、この規定は結局採用されていない。鈴木忠一三ヶ月章編(「注解民事執行法(四)」(五十部豊久)五一三頁(第一法規・一九八五年))。この問題に明文の規定をもって臨む立法例を一つあげれば、フランス社会保障法典L.五五三・四条を具体化した一九九一年七月九日の法律一五五(一九九二年七月一三日改正)が「口座に払い込まれた差押禁止債権は、コンピュータ・データのデクレに定める条件において、差押禁止であり続ける」と定める。口座名義人は差押より一五日以内の申立てにより金額の源泉の「疎明」(Justification)に基づき、最近の払込以降当該口座に発生した負債を控除して直接当該金額の

利用を求めることができる(一九九二年七月三十一日のデクレ)(二〇〇二年九月一三日のデクレによる改正規定)四七条一項。

VACHER(Gerard),

Juris-Classeur. Travail. Traite. Fasc. 26-40. Salaire et accessoires / Saisie-arret et cession, nos 37-39.

(注5) もっといえば、このような更改は、振込依頼人が仕向銀行を行って被仕向銀行を被指図人として行う「指図」(拙著「手形法理と抽象債務」一九三―二二七頁(新書出版・二〇〇二年))の付款として行われた行為である。そこでは更改一般にみられる旧債務・新債務間の牽連性は失われ、給付関係上の出捐(入金記帳は、振込依頼人と被仕向銀行間の資金関係、振込依頼人と受取人間の対価関係上の、旧債務の存否等からの影響を遮断されている。最判平成8・4・26判例時報一五六七号八九頁は対価関係の存否にかかわらず振込取引による入金により普通預金債権が成立することを示したものである(拙著・前掲三七〇―三八八頁)。

(注6) 伊藤進「年金等の振込口座による相殺の有効性」金融法務事情一四七〇号一五頁。

(注7) 東京高決平成2・1・22金融法務事情一二五七号四〇頁、東京高決平成4・2・5判例タイムズ七八八号二七〇頁、秦光昭「判批」金融法務事情一三六四号六頁、上原敏夫「判批」NBL五二八号四八頁、加藤哲夫「判批」法学セミナー一三七卷一―一三〇頁、西尾信一「判

批」手形研究三六卷一―一五八頁。(注8) 最三判平成10・2・10金融・商事判例一〇五六号六頁、伊藤進「判批」金融法務事情一五四号六一頁、大西武士「判批」判例タイムズ九九五号二五頁、渡辺隆生「判批」本誌五七〇号三二頁、東法子「判批」本誌五六二―三五頁。Y(北見信用金庫)とX(自然人)

は、訴外AがYに対して負担する貸金債務について、Xを連帯保証人とする旨の連帯保証契約を締結、AとYとの間で交わされた信用金庫取引約定書には、相殺条項が挿入されていた。Xが負傷し就労できなくなったため、Yは、期限の利益喪失事由に該当するとしてAとX双方に残額一括弁済を催告したうえ、Xに対して有する保証債務の履行請求債権と、XのYに対する預金債権とを対当額で相殺する旨の処理を行いXに通知した。Xは、相殺の対象となった受働債権が差押等禁止債権であり、「Yは、年金給付に関する国の履行補助者として、Xに対して年金等が確実に支払われるように配慮する法的義務を負担している」、「本件預金口座は年金給付を受けるために開設された普通預金口座で、本件労災保険金が振込まれる直前の残高は少額であったから相殺時点での残高はすべて労災保険金として国からXに支給されたものと解すべきである」から相殺は濫用であって「無効」である、と主張した。第一審・控訴審ともにX敗訴、X上告、上告棄却。第一審釧路地裁北見支判平成8・7・19は、「振込払の方式が選択された

場合にあっては、年金取扱金融機関は、国に代わって年金等の支払いは行うものとみるべきではなく、むしろ、受給者に代わって年金等を受領するものというべきである。」「指定預金口座に振込まれることにより年金等の受給権は消滅し、同時に預金口座に預金が形成され、口座開設者たる年金受給者は年金取扱金融機関に対して預貯金の払戻請求権を有することとなる」としたうえで、「一般的には預金口座には差押等禁止債権についての振込み以外の振込みや預入れも存在するのであって、年金等は預金口座に振込まれると受給者の一般財産に混入し、年金等としては識別できなくなるというわざを得ず、このようなものについて差押を禁止することとなる」と取引秩序に大きな混乱を招く結果となるというべきである。したがって、差押等禁止債権の振り込みによって生じた預金債権は、原則として、差押等禁止債権としての属性を承継しない」と判示。控訴審札幌高判平成9・5・25は控訴棄却。さらにXは上告。第三小法廷は「原審の適法に確定した事実関係の下においては、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない」とし上告棄却となった。

(注9) 石垣茂光「相殺権濫用論と相殺要件に関する一考察(二)・完」獨協法学四六号二二九頁以下。「給与・年金等が差押禁止債権としてその受給権が保護されているのに対し、これらを制度融資として信用供

与の対象としているという矛盾をどのように調和させるか」が問題であると指摘する。差押禁止が預金に及ぶことを明示的に定めてしまうと受給者が借財する自由を奪うことになるという批判もあろう。この「自由」を留保しつつ受給権保障を維持する法技術として、差押禁止以外の方法を検討する余地があるかもしれない。

(注10) なお、仮にそのような取引があったとすると、金融機関による相殺は、同機関が支給者の履行補助者として受給の結果を保障する義務を負うかどうか以前に、同機関が支給受託者であれば相殺適状になく、債務引受人であれば民法五一〇条による差押禁止債権による相殺として、相殺の効力が否定されることになる。

(注11) 北見信金事件最高裁判決上告理由参照。

(注12) 一般論からいえば、預金残高は、爾後の取引によって変動するから、その原資の追跡は時間とともに困難になる。したがって、取引の混乱を防ぐ観点から、立法例をみると、定期金形式の給付の場合、預金の原資が証明が事実上可能でも、その適用対象を一定の期間以内に振込まれたものに限定しようとする取扱さえ行われている。前記フランス一九九一年法の解釈として、問題になる給付が定期金の形態をとる場合には、保護される対象は、最終の振込金額（月給であれば最近の一月分）より、振込期日以降にこの口座に記載された出金額を控除した範囲

とされる。法文は明示していないが、解釈論として判例・学説の採用するところとなっている。リヨン大審裁判所執行裁判官一九九三年一月二六日「D. 1994, somm. p. 341, obs. JULIEN, FOSSIER (Thierry), Juris-Classeur Banque et crédit, Fasc. 260, Saisie des comptes bancaires 1993 no 29; GUINCHARD (Serge) et MOUSSA (Tony) (sous dir.), Droit et pratique des voies d'exécution, Dalloz, Action 2001/2002, 5380. 当座預金が決済性の預金であることとの関連もあろう。なぜなら、裁判例は、定期預金のような貯蓄性のある口座に払い込まれた金員については、差押え可能であることを示しているからである。グルノーブル大審裁判所一九九六年三月五日「Revue des huissiers 1995, 1268, citée par GUINCHARD et MOUSSA, op. cit. no 5377.

(注13) 東京高決平成4・2・5判例タイムズ七八八号二七〇頁についてもまた同様のことがいえる。

(注14) 中野貞一郎「民事執行法」(新訂三版)二五四四頁(青林書院、一九九八年)。範囲の拡張については、次の裁判例がある。(肯定)札幌高決昭和60・1・21判例タイムズ五五四号二〇九頁、奈良地裁葛城支決平成7・2・16判例時報一五五七号一六頁(否定)大阪高決昭和59・10・5判例タイムズ五四二号二一二頁、大阪高決平成7・4・17判例時報一五五五号六三頁。

(注15) 鈴木三ヶ月編・前掲(注4)(五十部)五一三頁。

(注16) 民事執行セミナー二八九頁(竹下発言)。

(注17) 鈴木三ヶ月編・前掲(注4)(五十部)五三二頁五十部。なお、民事執行法がとった執行抗告と執行異議の振分け主義に関しては、竹下守夫「執行機関の処分に対する不服申立て」民事執行法の基本構造」六五頁以下(西神田編集室、一九八一年)所収。

(注18) 詳細は石川明「差押禁止に関する契約―特に責任制限契約について」山木戸克己教授還暦記念論文集―実体法と手続法の交錯(上巻)一六三頁(有斐閣、一九七四年)。

(注19) なお、上田徹一郎「騙取判決の既判力と不当利得」谷口還暦・不当利得・事務管理の研究(3)一六五頁以下(有斐閣、一九七二年)所収は、騙取判決による不当利得を認めるに際して再審の制度との関連に言及し、不当利得返還請求は再審を前提にするとの立場をとるようである。これとの関係でいえば、本件でも差押命令は違法であるというだけでは不当利得返還を命じることができず、何らかの制度によって差押命令の適法性を審理し、その取消を命じる判決や、違法を確認する判決を経て執行の成果を不当利得として取り戻させるということになりそうである。強制執行の手続上の違法が、執行の結果として得られた債権者の満足の給付保持力を剥奪する結果をもたらすのは、当該執行において貫徹される実体法上の権利そのものが存しないことを前提する(再審に値する)か(東京地判平成10・

9・2判例時報一六七六号八〇頁)、同一の被執行債権について二重に執行手続が執られた結果二重払いとなるか(最三判平成9・2・25金融・商事判例一〇三三三頁)、債務者の責任財産に属さない物に対して強制執行が行われているか(大阪高判昭和38・6・21判例時報三四二号一九頁)のいずれかである。差押禁止財産への差押えという違法が、差押債権者における不当利得を成立せしめるというためには、少なくとも以上のいずれかに該当するものであればよい。問題は右の三つ目の類型、すなわち、「債務者の責任財産に属さない物に対して強制執行が行われている」場合に該当するといえるので、不当利得を生じるといって構成員が可能になる。ただ、第三者異議の場面と異なると、不当利得返還請求の主体が、同時に所有者自身である点が不自然に感じられるというだけである。その他、上田正俊「差押禁止債権とこれを看過した場合の効力及び救済方法」判例タイムズ七七三号五六頁、浦野雄幸「差押禁止財産・超過差押・転付命令の当然失効」NBL二六八号一七頁。なお最三判平成9・2・25については、栗田隆「判批」判例時報一六二八号二〇三頁、斎藤和夫・私法判例リマックス一九九八(下)三八頁参照。

(注20) 本件には「差押禁止債権返還請求控訴事件」などという事件名が付けられているが、その趣旨は要するに不当利得返還請求のことであろう。